

# 第5期広島県地球温暖化対策実行計画

## ～県の事務事業に起因するCO<sub>2</sub>等削減計画～

(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

令和3(2021)年5月

広 島 県

# 目 次

第1章 計画の基本的事項	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象とする温室効果ガス	3
5 計画の対象範囲	4
6 計画の対象機関	4
第2章 温室効果ガス排出量の状況	5
第3章 温室効果ガス排出量の削減目標	6
第4章 温室効果ガス削減の取組	
1 目標達成に向けた基本方針	8
2 目標達成のための具体的な取組	8
第5章 計画の推進と点検・公表	
1 推進・点検体制	10
2 実行計画の推進	10
3 実施状況の点検	10
4 取組状況の公表	11
5 その他	11
《目標達成のための取組の詳細》	12

# 第 1 章 計画の基本事項

## 1 計画策定の趣旨

- 近年、豪雨や、猛暑など、極端な気象が増加する傾向にある。気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに、今後、長期にわたり拡大するおそれがある。広島県でも、平成 30 (2018) 年 7 月豪雨災害により、多くの犠牲者をもたらした。生活、社会、経済に多大な被害を受けた。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではないが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や、猛暑のリスクはさらに高まることが予測されており、地球温暖化への対応が求められている。
- 平成 27 (2015) 年、フランス・パリにおいて、COP21 が行われ、全ての国が参加する温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された。パリ協定においては、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を 2°C より十分下方に抑えるとともに、1.5°C に抑える努力を追求することなどが設定された。その後、発効要件である、締約国数 55 か国及びその排出量が世界全体の 55% を満たし、平成 28 (2016) 年 11 月にパリ協定が発効した。

パリ協定の概要	
目的	世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を 2°C より十分下方に保持。1.5°C に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達するため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減。
各国の目標	各国は、約束（削減目標）を作成・提出・維持する。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。削減目標は、5年毎に提出・更新し、従来より前進を示す。
長期戦略	全ての国が長期の低排出開発戦略を策定・提出するよう努めるべき。(COP決定で、2020年までの提出を招請)
グローバル・ストックテイク (世界全体での棚卸し)	5年毎に全体進捗を評価するため、協定の実施を定期的に確認する。世界全体の実施状況の確認結果は、各国の行動及び支援を更新する際の情報となる。

(出典：環境省ホームページ)

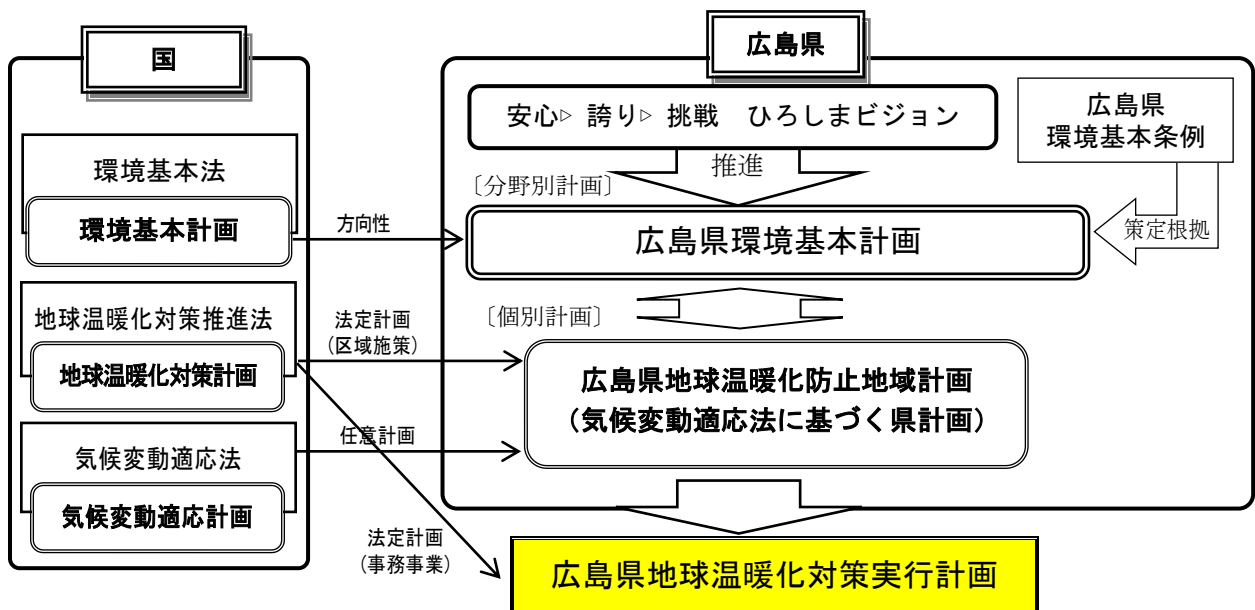
- 国においては、パリ協定を巡り、平成 28 (2016) 年に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、中期目標として「2030 年度において、2013 年度比 26.0%減」、長期的目標として「2050 年までに 80% の排出削減」という目標を設定した。また、令和 2 (2020) 年 10 月、首相は、所信表明演説において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、各主体の取組が加速している。
- こうした中、県では、令和 2 (2021) 年 3 月に「第 3 次広島県地球温暖化防止地

域計画」を策定し、令和 12（2030）年度における広島県の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比 22%削減することを目指して、県全域を対象とした温室効果ガスの削減に取り組むこととしている。

- また、県自らの事務事業から排出される温室効果ガスの削減については、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき「第 4 期広島県地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成 29（2017）年度から令和 2（2020）年度まで取組を行ってきた。
- 今回、これまでの取組の成果や環境を取り巻く動向などを踏まえ、第 5 期計画を策定し、引き続き、県の事務事業の実施に伴う温室効果ガスの削減に取り組む。

## 2 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、県が定めることとされている「温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」として策定する。



### 【参考】地球温暖化対策推進法〔抜粋〕

(地方公共団体実行計画等)

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

### 3 計画の期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とする。

### 4 計画の対象とする温室効果ガス

計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC(ハイドロフルオロカーボン)の4種類とする。(第4期計画と同じ。)

※PFC(パーフルオロカーボン)、六フッ化硫黄及び三フッ化窒素については、県の事務事業に関して、排出することが想定されないため、対象外とする。

#### 【温室効果ガスの特性】

地球温暖化を引き起こすとされている温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げられており、表1にあげるものがある。

地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの温室効果の強さがその種類によって異なることを踏まえ、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素を「1」として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したものである。

表1 温室効果ガスの種類

温室効果ガス	地球温暖化係数	特徴	主な用途, 発生源
二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"><li>石油, 石炭, 天然ガス等の化石燃料の燃焼</li><li>廃棄物等の燃焼</li></ul>
メタン	25	天然ガスの主成分で, 常温では気体であり, 燃焼する	<ul style="list-style-type: none"><li>化石燃料, 廃棄物等の燃焼</li><li>家畜の反芻, 糞尿</li></ul>
一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(二酸化窒素等)のような害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>化石燃料, 廃棄物等の燃焼</li><li>家畜の糞尿</li><li>窒素系肥料の施肥</li><li>麻酔用ガスとしての使用</li></ul>
HFC (19種類)	12~14,800	塩素がなく, オゾン層を破壊しないフロン	<ul style="list-style-type: none"><li>カーエアコンや冷蔵庫等の冷媒</li><li>スプレー製品などの充填剤</li></ul>
PFC (9種類)	7,390~17,340	水素もなく, 炭素とフッ素だけからなるフロン	<ul style="list-style-type: none"><li>半導体のエッチングガス</li><li>電子部品等の製品の洗浄</li></ul>
六フッ化硫黄	22,800	硫黄とフッ素だけからなる	<ul style="list-style-type: none"><li>変圧器の電気絶縁ガス</li><li>半導体のエッチングガス</li></ul>
三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素からなる	<ul style="list-style-type: none"><li>半導体のエッチングガス</li></ul>

## 5 計画の対象範囲

県が実施する事務事業全般とする。

ただし、業務の性格上、県民の安全・安心や県民サービスの維持等のために温室効果ガスの削減目標を設定しにくい表2の業務・項目等（以下「県民生活の安全等に係る事業」という。）については、削減目標の対象外とする。

また、管理運営委託をしている施設や指定管理施設については、削減目標の対象外とするが、本計画に即した事務事業の執行を行うよう要請するものとする。（第4期計画と同じ。）

表2 県民生活の安全等に係る事業

区 分	内 容
病 院	電気，ガス，重油及び麻酔剤（笑気ガス）の使用
水道事業	電気の使用
船 舶	漁業取締船・調査船及び警察用船舶の軽油の使用
警 察	ガソリン及び軽油の使用，走行距離，HFC エアコン冷媒
航 空 機	防災及び警察ヘリコプターの燃料の使用
農業関係	試験研究機関，農業高校等での窒素含有肥料の使用，家畜のふん尿・ゲップ等

## 6 計画の対象機関

計画の対象機関は、次に掲げる組織の本庁及び地方機関（県立学校，警察署等を含む。）とする。（第4期計画と同じ。）

知事部局（広島県行政組織規則に定める機関），企業局，病院事業局，県議会，教育委員会，警察本部，監査委員事務局，人事委員会事務局，労働委員会事務局，広島海区漁業調整委員会事務局 ※ 対象機関に係る建築物を「庁舎等」という。

## 第 2 章 温室効果ガス排出量の状況 (第 4 期計画における取組結果)

### 1 計画期間

平成 29 (2017) 年度から令和 2 (2020) 年度までの 4 年間

### 2 目標

4 %以上 (年平均 1 %以上) の削減

(基準年度である平成 23 (2011) 年度から 9 %以上 (年平均 1 %以上) の削減)

### 3 温室効果ガス排出量の実績

空調機器の効率的な運転管理やオフィスコスト削減といった、「省資源・省エネルギー対策の推進」、「廃棄物の減量化、リサイクルの推進」など、第 4 期計画に掲げる目標達成に向けた取組を実施した結果、計画最終年度における温室効果ガス排出量は、基準年度である平成 23 年度比で、削減率 15.7%と、9 %以上 (年 1 %以上) 削減されており、目標達成となる見通しである。

また、第 4 期計画期間における削減率は、7.4 %であり、目標である 4 %以上を達成する見通しである。

表 3 - 1 温室効果ガス排出量の実績及び評価結果

(単位: t-CO<sub>2</sub>, %)

項目	基準年度 (H23) 排出量(A)	計画最終年度 (R2)		削減割合 (B-A)/A	評価結果 (見込)
		排出量見込 (B)	削減量見込 (B-A)		
電気の使用	33,489	28,843	▲4,646	▲13.9	達成
上水道の使用	361	272	▲89	▲24.6	達成
燃料の燃焼	7,321	5,648	▲1,673	▲22.9	達成
公用車の使用	1,262	1,006	▲257	▲20.3	達成
評価対象事業の計	42,433	35,769	▲6,665	▲15.7	達成

注) 端数処理の関係で、対象事業の計と内訳項目の計が一致しない場合がある。

表 3 - 2 温室効果ガス排出量の推移

(単位: t-CO<sub>2</sub>, %)

項目	基準年度 H23	(参考) 第 3 期計画期間						第 4 期計画期間			
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2 (見込)	
実績	排出量	42,433	41,678	41,051	39,418	37,440	38,909	39,303	37,491	36,509	35,769
	増減量 (対前年)	—	▲755	▲627	▲1,633	▲1,978	1,469	394	▲1,812	▲982	▲740
	増減量 (累計)	—	▲755	▲1,382	▲3,015	▲4,993	▲3,524	▲3,130	▲4,942	▲5,924	▲6,664
	増減率	—	▲1.8	▲3.3	▲7.1	▲11.8	▲8.3	▲7.4	▲11.6	▲14.0	▲15.7

注) 第 4 期実行計画期間における排出量は、平成 23 年度の排出係数 (例: 電気 0.496) を用いて計算した。

#### 〔第 4 期計画における目標と実績〕

区分	目標	実績
第 4 期計画	4 %以上 (年平均 1 %以上) の削減 (平成 23 年度から 9 %以上の削減)	7.4 %の削減 (15.7%の削減)

### 第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

#### 【第5期計画における削減目標】

令和7（2025）年度における広島県の温室効果ガス排出量を，平成25（2013）年度比で15.8%削減する。

※国の地球温暖化対策計画（令和12（2030）年度目標：26%削減）の改定を踏まえ，削減目標を引き上げる。

#### 【削減目標の考え方】

- 本県の地球温暖化対策の基本となる「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」では，令和12（2030）年度における広島県の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で22%削減する目標を設定している。同計画では，基準年度を平成25（2013）年度としており，第5期計画においても，基準年度を平成25（2013）年度とする。
- 第4期計画では，「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」による事業者の中長期目標（各年平均1%以上のエネルギー消費原単位の改善）の趣旨を踏まえ，排出量について，年1%以上の削減に取り組んできた結果，本県の事務事業により排出される温室効果ガス排出量は，令和2（2020）年度時点で，基準年度（平成25年度）比で11.7%の削減となる見通しである。
- 本県の事務事業により排出される温室効果ガス排出量の削減目標について，「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」の部門別削減目標のうち，運輸部門（15%削減），業務部門（34%削減），その他ガス部門（19%削減）の目標値を踏まえると，令和12年（2030）年度に，基準年度（平成25年度）比で20%削減となる。
- そこで，第5期計画では，「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」との整合を図り，目標最終年度である令和7（2025）年度において，基準年度（平成25年度）比で15.8%の削減を目指していく。（図1・表4）
- 本計画の確実な実施により，第3次広島県地球温暖化地域防止計画における目標の達成にも資することとなる。

【図1】温室効果ガスの削減目標値（イメージ）

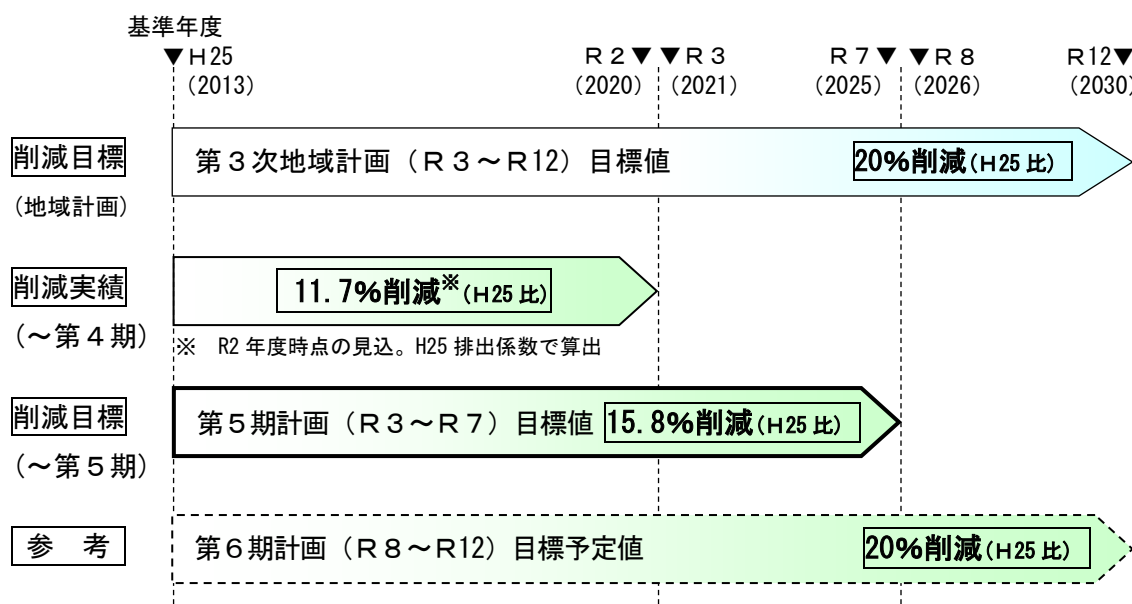




表4 温室効果ガス排出量の目標値

(単位：t-CO<sub>2</sub>，%)

項目	基準年度 (H25)	前期計画 最終年度 (R2)	第5期計画期間					削減量 (割合)
			R3	R4	R5	R6	R7	
電気の使用	46,634	41,880	41,488	41,096	40,705	40,313	39,921	▲14.4
上水道の使用	341	272	269	267	264	261	259	▲24.2
燃料の燃焼	7,097	5,702	5,645	5,588	5,531	5,474	5,417	▲23.7
公用車の使用	1,229	1,002	991	981	971	961	951	▲22.6
<b>対象事業の計</b>	55,301	48,855	48,394	47,932	47,471	47,009	46,548	46,548 (15.8%)

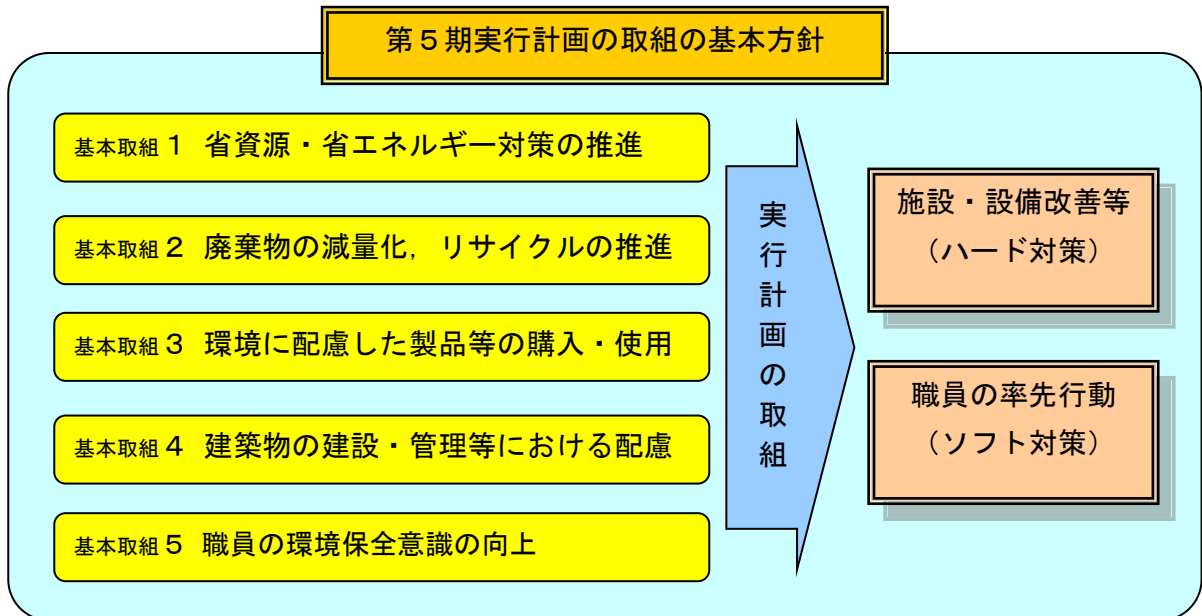
注1) 端数処理の関係で、対象事業の計と内訳項目の計が一致しない場合がある。

注2) 排出係数の改定による影響を除外するため、第5期実行計画期間における排出量は、平成25年度の排出係数(例：電気0.719)を用いて再計算した。したがって、令和2年度の排出量は、表3の排出量とは一致しない。

## 第4章 温室効果ガス削減の取組

### 1 目標達成に向けた取組の基本方針

次の5つの項目別に、施設・設備改善等（ハード対策）と職員の率先行動（ソフト対策）を併せて実施する。



### 2 目標達成のための具体的な取組

#### 1 省資源・省エネルギー対策の推進

- LED照明等の計画的な更新, 昼休憩時の消灯, 週末など休日前のOA機器プラグ抜き等により, 電気使用量を削減する。
- 「ふんわりアクセル」の実践, アイドリング・ストップの実施, 公共交通機関の積極的な利用などにより, エコドライブ等を推進する。
- マイバッグを持参する。
- 一斉退庁日の推進やWEB会議の活用等により, 業務改善を図る。
- クールビズ・ウォームビズによる夏季・冬季の省エネ対策に取り組む。

#### 2 廃棄物の減量化, リサイクルの推進

- 庁舎等から発生する廃棄物について, 市町の分別収集ルールに沿って, ごみの分別を徹底し, 資源化の取組に協力する。
- 両面印刷や2アップ印刷の徹底, WEB会議や電子決裁等の利活用により, 用紙使用量を抑制する。
- 物品の長期使用を図るとともに, 全庁掲示板に掲載されているリユース物品を積極的に活用する。
- 3M (マイバッグ・マイボトル・マイはし) の取組や3010運動を推進する。

### 3 環境に配慮した製品等の購入・使用

- 公用車の更新時には、次世代自動車等の導入に努める。
- 物品等の購入に当たっては、「広島県グリーン購入方針」に基づき、環境への負荷の少ない製品の使用・購入を推進する。
- 広島県登録リサイクル製品がある時は、登録リサイクル製品を優先的に調達する。
- 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組を推進するため、カーボンリサイクル技術を活用した製品等の利用に努める。

### 4 建築物の建設・管理等における配慮

- 計画的に省エネタイプの空調の導入など省エネ改修に努める。
- 照明器具については、計画的にLED照明等の高効率次世代照明への更新を図る。
- 県有施設や県で整備する公共施設等における電力調達において、再生可能エネルギーの導入を推進する。

### 5 職員の環境保全意識の向上

- 庁内LAN（全庁掲示板等）等により、省エネ対策など環境等に関する情報を提供する。
- 国民運動「COOL CHOICE」の考え方を取り入れて、提供された情報を参考に、環境配慮の意識を高め、率先して行動する。

注) 1から5までに掲げる「目標達成のための具体的な取組」の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、業務に支障のない範囲で推進するものとする。

## 第5章 計画の推進と点検・公表

### 1 推進・点検体制

実行計画の実効性を確保するため、次のとおり各機関に推進責任者及び推進員を置く。

#### (1) 推進責任者

- 本 庁：局長（局長が置かれない機関については、これに相当する職にある者）
- 地方機関：地方機関の長
- 所掌事務：各所属において、職場実態に応じた取組目標等を毎年度設定するなどし、職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう啓発に努める。

#### (2) 推進員

- 本 庁：各課長等
- 地方機関：各課長等
- 所掌事務：推進責任者の指示・監督のもと、所属の職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう、きめ細やかな取組を具体的に推進するとともに、実行計画の取組状況の把握を行う。

### 2 実行計画の推進

- 地球環境対策推進会議は、推進責任者や推進員等に対する情報提供等を行うことにより、実行計画の周知徹底を図る。
- 各部局等の幹事課等は、推進責任者及び推進員等と緊密に連携し、実行計画の円滑な推進に努める。
- 推進責任者及び推進員は、所属の職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう努める。

### 3 実施状況の点検

- 推進責任者及び推進員は、所属の実行計画の推進状況について、把握に努める。
- 各部局等の幹事課等は、推進責任者及び推進員等と調整の上、推進状況を把握するとともに、目標の達成に努める。
- 地球環境対策推進会議は、翌年度上半期に実績をとりまとめた上で、速やかに点検・対応の見直しを行い、各部局等と共有を図る。
  - ・ 4～6月 前年度実績の調査（CO2 排出量（エネルギー使用量）省エネ設備への更新，ソフト対策実施率等）
  - ・ 7月～ 調査結果の分析・とりまとめ

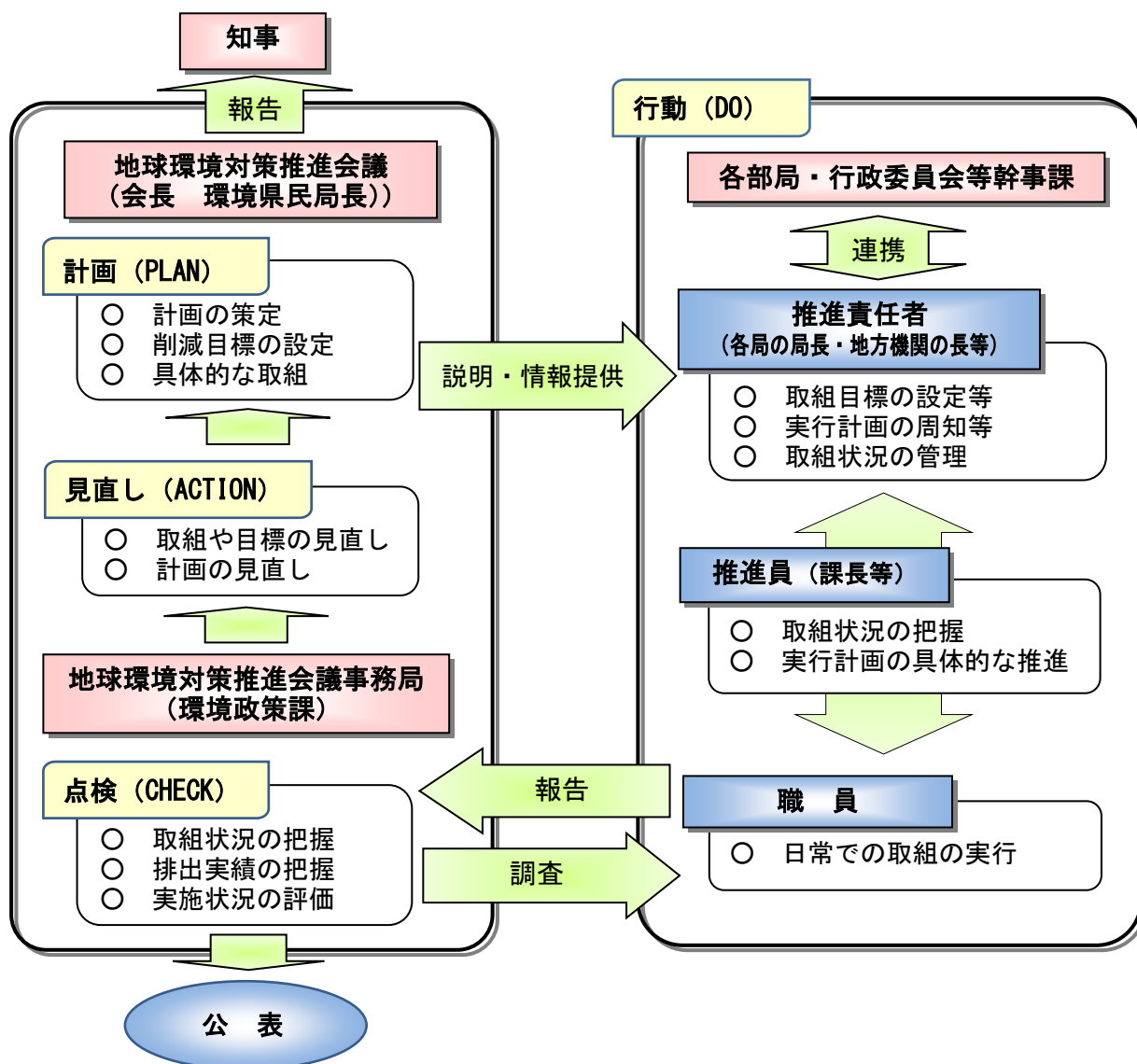
#### 4 取組状況の公表

- 地球環境対策推進会議は、実行計画の進捗状況及び実施結果について、ホームページや環境白書等により公表する。

#### 5 その他

- 実行計画は、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に関する計画であるが、一方で県は省エネ法の対象事業者である。
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、省エネ法という。）では、年1%以上のエネルギー消費原単位改善の努力義務があり、実行するための推進体制も定められている。
- 温暖化対策は、省エネ対策と連携して行うことが効率的であることから、計画の推進に当たっては、地球環境対策推進会議と省エネ法対象事業所管部局が必要に応じて協議を行い、取組を進めていくこととする。

実行計画の推進・点検体制（PDCA）



## 目標達成のための取組の詳細

### 1 省資源・省エネルギー対策の推進

項目	施設・設備改善等	職員の率先行動
電気使用量の削減	<p>[照明]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>照明器具については、計画的にLED照明等の高効率次世代照明への更新を図る。</li> </ul> <p>[空調]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>冷房効果を高めるため、庁舎等の窓に断熱・遮熱フィルムを貼る。</li> <li>暖房用器具は、適切に清掃・管理し、効率的に使用する。</li> <li>空調のインバータ化や省エネエアコンへの更新を図る。</li> <li>庁舎等の省エネルギー診断等の結果を踏まえ、冷暖房設備の効率的な運転に努める。</li> </ul> <p>[見える化]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用電力の情報等は、LAN画面や全庁掲示板に掲載して、職員へフィードバックする。</li> </ul> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターが複数台数ある場合は、間引き運転を行うなど効率的な運用に努める。</li> <li>自動販売機は、省エネルギー型の導入を促進する。</li> <li>電気機器を導入・更新する場合には、省エネ型の機器を選定する。</li> <li>庁舎等において省エネ管理マニュアルを作成し、利用形態に応じた管理体制をとる。</li> <li>待機電力削減のため、延長コード購入時は、コンセントごとに通電を止められるスイッチ付きタップを優先する。</li> </ul>	<p>[照明]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>始業時間前や昼休憩時などは、支障のない範囲内で消灯する。</li> <li>時間外勤務時は、必要な範囲のみ点灯する。</li> <li>廊下・階段等の共用部分の照明は、支障のない範囲内で消灯する。</li> <li>事務室内の常時使用しないスペースの照明は、支障のない範囲内で消灯する。</li> <li>会議室や更衣室などの照明は、使用後は必ず消灯する。</li> </ul> <p>[空調]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空調負荷軽減のためのブラインド管理を徹底する。</li> <li>ファンコイルユニットの温度や風量調整を行い、温度管理に努める。</li> <li>冷気・暖気の吹き出し能力の低下を防ぐため、ファンコイルユニットの周囲には物を置かない。</li> <li>空調効率を高めるために扇風機等で気流を作る。</li> <li>会議室の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。</li> </ul> <p>[OA機器等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パソコンは、「スタンバイ」、「休止状態」モードの設定を徹底するとともに設定時間の短縮化に努める。</li> <li>モニター画面は、輝度を適切に調整するとともに、こまめに切る</li> <li>会議や出張等で長時間席を外している間はパソコンの電源を切る。</li> <li>効率的な配線に努め、たこ足配線を解消する。</li> <li>週末などの休日前に、OA機器等のプラグを抜く。</li> <li>コピー機の使用前後にリセットボタンを押すことを習慣づけ、ミスコピーを避ける。</li> <li>コピー機の省電力モードを活用し、自動的に待機モードになるよう設定する。</li> <li>退庁時は、可能な範囲でコピー機の電源を切る。</li> </ul> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>節電対策に関する工夫や呼び掛け等、皆で協力する。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最寄りの階へ移動は、エレベーターの利用を控え、階段を利用する。</li> <li>・ 近くに手動ドアがある場合は、自動ドアの利用を控える。</li> </ul>
エコドライブ等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用車の更新時には、次世代自動車等の導入に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最初の5秒で時速20kmを目安に発進する「ふんわりアクセル」を実践する。</li> <li>・ 運行時は加減速の少ない運転を実践する。</li> <li>・ 停止位置が分かったら早めにアクセルオフを行う。</li> <li>・ エコドライブ講習会に、積極的に参加する。</li> <li>・ 適正なタイヤ空気圧の維持など、適正な点検整備を徹底する。</li> <li>・ 荷物の積み降ろし、人待ち、待機時の5秒以上の停車は、アイドリング・ストップを行う。</li> <li>・ 公用車に不必要な荷物を載せないように努める。</li> <li>・ 業務に支障のない範囲内で自動車の利用抑制に努め、積極的に公共交通機関を利用する。</li> <li>・ 同一目的地へは相乗りを行うなど、公用車の共同利用、合理的・効率的利用に努める。</li> <li>・ 近距離の移動については、徒歩、自転車利用に努める。</li> <li>・ WEB会議等の活用により、業務に支障のない範囲内で出張を縮減する。</li> </ul>
マイバッグ持参		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買物時には、マイバッグを持参する。</li> <li>・ マイバッグを持参しない場合にも、レジ袋を辞退する。</li> </ul>
業務改善		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一斉退庁日の推進やWEB会議の活用などにより、業務の効率化を図るとともに、時間外勤務に係る電気使用量等の削減に努める。</li> </ul>
クールビズ・ウォームビズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷暖房の適切な運転管理を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏季において、室温28℃を目安にした冷房温度の管理等を徹底し、軽装に努める。</li> <li>・ 冬季において、室温19℃を目安にした暖房温度の管理等を徹底し、暖かい服装を励行する。</li> </ul>
カーボンオフセット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県のイベント等で使用した電力等について、排出量に相当するCO<sub>2</sub>のカーボンオフセットを行うよう配慮する。</li> </ul>	

## 2 廃棄物の減量化，リサイクルの推進

項目	施設・設備改善等	職員の率先行動
ごみ分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎等から発生する廃棄物について，庁舎等が所在する市町の分別収集ルールに沿って，ごみの分別を徹底し，資源化の取組に協力する。</li> </ul>	
紙類の使用削減		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コピーは両面印刷や2アップ印刷などにより，用紙使用量を抑制する。</li> <li>・ コピー機使用後は，リセットボタンを押し，ミスコピーを防止する。</li> <li>・ 片面コピーの不要紙は，専用の回収ボックスに収集し，コピー機に専用トレイを設けて裏面を再利用する。</li> <li>・ プリントアウト前には，印刷イメージで確認するなど，ミスプリントの防止に努める。</li> <li>・ 会議の規模などに応じ，プロジェクター等を活用して，用紙使用量を抑制する。</li> <li>・ 使用済封筒は，遞送用の封筒，回覧袋，郵便袋等に再利用する。</li> <li>・ 資料・印刷物・刊行物の部数やページ数は，必要最小限とする。</li> <li>・ ファクシミリは，支障のない範囲で送信票を廃止し，本文余白を利用する。</li> <li>・ 庁内LAN（電子決裁，電子メール，掲示板，文書箱等）の積極的な利用により，用紙の配布を抑制する。</li> <li>・ シュレッダーの使用は必要最小限とする。</li> <li>・ WEB会議，電子決裁等の利活用により，用紙使用量を抑制する。</li> <li>・ 書類の電子化を進めるとともに，紙資料は適切なファイリングにより共有化・必要最小限化を図る。</li> </ul>
物品の長期利用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務用品や備品の再利用を推進するため，庁舎等内でのリユース物品等の保管スペースを確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 机，椅子等の長期的使用を図るとともに，事務用品や電気製品等は修理して再利用する。</li> <li>・ 文具等は，詰替などにより長期使用する。</li> <li>・ フラットファイル，D型リングファイルなどのファイリング用品は，再利用する。</li> <li>・ 物品等は，リース又はレンタル契約による効率的利用を推進する。</li> <li>・ 全庁掲示板に掲載されているリユース物品を積極的に活用する。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3M（マイバッグ・マイボトル・マイはし）の取組に努める。</li> </ul>



		・ 3010運動※を推進する。
--	--	-----------------

※ 3010 運動：宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、＜乾杯後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き 10 分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減する取組

### 3 環境に配慮した製品等の購入・使用

項目	施設・設備改善等	職員の率先行動
環境配慮製品の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ O A機器、家電製品、照明及び温水器等の購入に当たっては、広島県グリーン購入方針に基づき、省エネルギー型の機器の調達に努める。</li> <li>・ 広島県登録リサイクル製品を優先的に調達するなど、再生資材や建設副産物の有効利用を促進する。</li> <li>・ 公用車の更新時には、次世代自動車等の導入に努める。(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品等の購入に当たっては、使い捨て製品を極力抑制し、詰め替え可能な文具や簡易な包装のものを選択する。</li> <li>・ 紙類、納入印刷物、文具類、オフィス家具類、制服・作業服、インテリア・寝装、作業用手袋、その他繊維製品等の購入に当たっては、広島県グリーン購入方針に基づき、環境への負荷の少ない製品の使用・購入を推進する。</li> <li>・ 必要とする物品等に広島県登録リサイクル製品がある時は、登録リサイクル製品を優先的に調達する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組を推進するため、カーボンリサイクル※技術を活用した製品等の利用に努める。</li> </ul>	


※ カーボンリサイクル：二酸化炭素（CO2）を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。

### 4 建築物の建設・管理等における配慮

項目	施設・設備改善等	職員の率先行動
設計・施工時等	<p>[建物の建築・改修時]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎等の建築に当たっては、自然採光を活用した設計となるよう配慮する。</li> <li>・ 計画的に省エネタイプの空調の導入など省エネ改修に努める。</li> <li>・ 改修に伴い、十分な省エネルギー効果が見込まれる施設については、E S C O事業の導入等も検討する。</li> <li>・ 庁舎等には、太陽光発電などの再生可能エネルギーシステム等を導入するよう努める。</li> <li>・ 庁舎等の建築に当たっては、高断熱化等の施工により熱負荷の抑制に努める。</li> <li>・ 建築物の規模・用途に応じ、雨水利用や排水の中水利用設備の導入を検討する。</li> <li>・ 給水装置の末端に、必要に応じて感知式の洗浄弁や自動水栓など、節水に有効な器具を設置する。</li> <li>・ 透水性舗装や浸透ます等を必要に</li> </ul>	

	<p>応じて設置し、雨水の浸透と地下水のかん養を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎等内に分別回収（リサイクル）のための場所を確保する。</li> </ul> <p>[照明設備等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明器具については、計画的にLED照明等の高効率次世代照明への更新を図る。（再掲）</li> </ul> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県有施設や県で整備する公共施設等における電力調達において、再生可能エネルギーの導入を推進する。</li> <li>・ 雨水利用・排水の中水利用設備等の管理の徹底を図る。</li> <li>・ 有害物質等の排出の抑制や適正な処理が図られるよう、設備の維持管理を行う。</li> <li>・ 敷地については、環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適切な維持管理を図る。</li> </ul>	
--	---	--

## 5 職員の環境保全意識の向上

項目	啓発等の実施	職員の率先行動
研修及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の環境保全意識の向上を図るため、環境に関する情報提供を行う。</li> <li>・ 職員に対し、庁内LAN（全庁掲示板等）等により、省エネ対策等に関する情報を提供する。</li> <li>・ パソコン起動画面に、省エネ対策を呼びかける文面を掲載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民運動「COOL CHOICE」※の考え方を取り入れて、提供された情報を参考に、環境配慮の意識を高め、率先して行動する。</li> </ul> 

※ 「COOL CHOICE」：カーボンニュートラルに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動